

平成28年第1回  
教育委員会臨時会議案

多賀城市教育委員会

## 平成28年第1回教育委員会臨時会議事日程

平成28年2月10日（水）

午後6時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議 事

議案第4号 県費負担教職員の任命等の内申について

議案第5号 多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について

議案第6号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第7号 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則について

議案第4号

県費負担教職員の任命等の内申について  
このことについて、別紙のとおり内申する。

平成28年2月10日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第5号

多賀城市いじめ問題専門委員会の人事について

このことについて、下記のとおり任命する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
任命	平成28年2月25日	小泉 博	宮城県多賀城高等学校長
任命	平成28年2月25日	飯田 典美	青少年健全育成多賀城市民会議会長
任命	平成28年2月25日	庄子 幸一	市立学校評議員代表
任命	平成28年2月25日	高橋 正至	人権擁護委員
任命	平成28年2月25日	高橋あつ子	宮城県仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所) 技術次長
任命	平成28年2月25日	石井アケミ	塩釜医師会
任命	平成28年2月25日	平泉 拓	臨床心理士
任命	平成28年2月25日	佐藤 悦子	宮城県中央児童相談所
任命	平成28年2月25日	佐藤 文俊	塩釜警察署生活安全課長

平成28年2月10日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第6号

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について  
このことについて、別紙のとおり制定する。

平成28年2月10日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

多賀城市教育委員会

多賀城市教育委員会規則第 号

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

多賀城市教育委員会組織規則（平成4年多賀城市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

多賀城市学校 給食センター 運営審議会	多賀城市学校給食センター 条例（昭和50年多賀城市 条例第7号）第5条の規定 による給食センターの運営 に関する重要事項について の調査審議に関すること。	学校教 育課
---------------------------	--	-----------

を

」

「

多賀城市いじ め問題専門委	いじめの防止等のための対 策、いじめ防止対策推進法	学校教 育課
------------------	------------------------------	-----------

員会	<p>(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項についての調査審議に関すること。</p>
<p>多賀城市学校給食センター運営審議会</p>	<p>多賀城市学校給食センター条例(昭和50年多賀城市条例第7号)第5条の規定による給食センターの運営に関する重要事項についての調査審議に関すること。</p>

に改める。

」

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

新			旧		
本則 略			本則 略		
附則 略			附則 略		
別表第1 略			別表第1 略		
別表第2 (第32条関係)			別表第2 (第32条関係)		
名称	担当事務	主管課	名称	担当事務	主管課
多賀城市いじめ問題専門委員会	いじめの防止等のための対策、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項についての調査審議に関すること。	学校教育課	多賀城市学校給食センター運営審議会	多賀城市学校給食センター条例(昭和50年多賀城市条例第7号)第5条の規定による給食センターの運営に関する重要事項についての調査審議に関すること。	学校教育課
多賀城市学校給食センター運営審議会	多賀城市学校給食センター条例(昭和50年多賀城市条例第7号)第5条の規定による給食センターの運営に関する重要事項についての調査審議に関すること。				

議案第7号

多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する  
規則について

このことについて、別紙のとおり制定する。

平成28年2月10日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

## 多賀城市教育委員会

### 多賀城市教育委員会規則第 号

多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（平成27年多賀城市条例第36号。以下「条例」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、多賀城市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡協議会の組織)

第2条 条例第4条の教育委員会規則で定める多賀城市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を組織する機関及び団体（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 仙台法務局塩竈支局
- (2) 多賀城市民生委員児童委員協議会
- (3) 宮城県中央児童相談所

(4) 宮城県仙台保健福祉事務所

(5) 宮城県塩釜警察署

(6) 多賀城市保健福祉部

(7) 多賀城市立小学校

(8) 多賀城市立中学校

(9) 多賀城市教育委員会事務局

(連絡協議会の会議)

第3条 連絡協議会の会議は、教育長が招集する。

2 連絡協議会の会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 連絡協議会の会議の進行は、教育委員会事務局学校教育課の職員が行う。

4 連絡協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(連絡協議会の協議事項)

第4条 連絡協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) いじめの実態把握と具体的な方策に関すること。

(2) 学校及び関係機関との連携強化に関すること。

(3) その他教育委員会が必要と認める事項

(連絡協議会構成員の守秘義務)

第5条 連絡協議会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定は、第3条第4項の規定に基づき連絡協議会の会議に出

席した構成員以外の者についても適用する。

(連絡協議会の庶務)

第6条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。